

## 申込規約

はまゆうの社労士試験合格小教室にお申込みいただくには、以下の申込規約に従っていただくこととなりますので、あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。

### 1 お申し込みについて

- (1) 受講料をお支払いいただく場合には、現金納入、銀行振込の方法によりお取扱いいたします。
- (2) 銀行振込でのお申込みの場合、振込手数料はお客様のご負担となります。
- (3) 未成年者（20歳未満）が受講申込み（受講料5万円以上）をする場合には、別途親権者の自署・押印のある「同意書」の提出が必要です。

### 2 お申込みの締切について

クラスによっては定員になり次第、お申込みを締め切らせていただく場合があります。

### 3 受講料等について

#### (1) 講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い

##### ア 講座開始日前の解約・返金について

- (ア) 講座開始日前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
- (イ) 原則として、受領済み受講料の全額を銀行振込にて返金いたします。返金処理にかかる銀行振込手数料はお客様負担とさせていただきます。
- (ウ) お受取になった教材類は、返金時までにご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目・書込みなどの破損・汚損がある場合につきましては、返金額より全額控除いたします。

##### イ 講座開始日以後の解約・返金について

講座開始日以後の解約・返金については、原則として認められません。

もっとも、健康上の理由、経済上の理由、その他個人的な理由により、継続的な受講が困難または不可能な場合には、受講料の預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更または解約・返金をさせていただきます場合があります。また、返金につきましては、銀行振込にて返金いたします。なお、このお申し出の期間は下記ウの受講期間の最終日から一月前までといたします。

ウ 上記イのお申し出により、解約・返金する場合の返金額は、受領済み受講料に受講期間に占める当該受講期間（注1）から下記に掲げる経過月数（注2）を控除した月数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（以下、「未受講料相当額」という）から、解約手数料としての未受講料相当額の20%に相当する金額（上限5万円）を控除した残額（10円未満の端数は切捨て）といたします。

〈算式〉

受領済み受講料×(受講期間－経過月数)／受講期間＝未受講料相当額

未受講料相当額－未受講料相当額×20％(上限5万円)＝返金額

エ 上記イのお申し出により、預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更をする場合のお取扱いは、解約手数料に関する部分を除き、上記ウの算式を準用いたします。なお、これにより受講料に不足金が生じた場合には差額をお支払いいただきます。また、預かり金処理、受講コース・受講形態等の変更後に、解約・返金する場合の返金額は、上記ウの算式に基づき、解約手数料を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。

(注1) 受講期間

「通学メディア」

第1回講義日の属する月から、最終講義日の属する月までの期間(月数)といたします。

「通信メディア」

通信講座は、発送予定表第1回発送日の属する月から、最終発送日の属する月までの期間(月数)といたします。

(注2) 経過月数

「通学メディア」

第1回講義日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数

「通信メディア」

発送予定表第1回発送日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数

#### 4 閉講・クラス閉鎖について

お申込みいただいた講座、コース、クラスが開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず閉講またはクラスの閉鎖を行う場合があります。その際は、受講方法や、クラスの変更の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた入会金、受講料の全額をお返しいたします。ただし、事前にクラスの合流等を告知していた場合はこの限りではありません。また、受講料のお支払いに必要で、お客様がご負担になった手数料等(振込手数料、コンビニ決済手数料、郵送料、教育ローン手数料等)は返金の対象となりません。なお、閉講またはクラスの閉鎖により生じた不利益については責任を負いかねます。

#### 5 解約について

万一、当規約もしくは法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと社会保険労務士法人はまゆう 宮崎はまゆう社労士事務所(以下、「当事務所」という。)が判断した場合、何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、校舎への立ち入りを禁止する場合があります。なお、解約に伴う返金額は、前記3(1)ウの算式を準用いたします。

#### 6 講座運営について

- (1) 地震・火災・停電等の災害が発生した場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。なお、当日出席する方のために、予定どおり講義を実施する場合があります。
- (2) 機器の故障や通信回線の異常等のやむを得ない事情が生じた場合、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。
- (3) 受講途中であっても、予告なしに担当講師や発送日程の変更、校舎の閉鎖・移転、コースの閉鎖、講義内容の追加・修正を行う場合があります。なお、校舎・コースの閉鎖を行い、受講継続が困難となった場合の返金額は、3 (1) ウの算式を準用いたします。
- (4) 上記 (1) から (3) に掲げる事情により、休講や講義日程の変更等が生じた場合またはお客様が講義を欠席された場合には、当事務所が指定するフォロー制度をご利用ください。当事務所はお客様に生じた損害について責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 7 教材発送について

通信講座における教材等は、当事務所が定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者（以下、「運送業者等」という）が、各運送業者等が定めた運送約款等の規約に従ってお客様へお届けいたします。受付窓口でのお受取や当事務所職員によるお届けはできません。また、教材等はお客様ご指定の発送先ご住所とお客様本人のお名前をあて先として発送いたします。発送等の状況によっては受講料以外に送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、教材の配達遅延、紛失等については当事務所では責任を負いかねます。

## 8 著作権について

- (1) 当事務所がお客様に提供する教材（テキスト、レジュメ、答練、DVD、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物 以下、「教材」という）に関する著作権、その他知的財産権は当事務所または権利者に帰属しております。
- (2) 教材は、お客様ご自身が学習する目的以外に使用および複製することはできません。
- (3) 教材の複製物を第三者に販売（オークションへの出品を含む）、贈与および貸与（有償・無償を問わない）することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。
- (4) 教室内において講義内容等を収録（録画・録音等）することはできません。
- (5) 上記 (1) から (4) に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、刑事告訴等の法的措置をとらせていただきます。また、複製した教材を使用する講座正規受講料の3倍の料金に、使用者数（または複製した数量）を乗じた金額を損害賠償金として申し受けます。

## 9 本試験申込みについて

- (1) 講座のお申込みとは別に本試験申込みが必要です。試験申込み期間等は年度によって異なる場合があります。当事務所では責任を負いかねますので、必ずご自身でご確認ください。
- (2) 本試験等の願書申込段階における受験資格の有無につきましては当事務所では責任を負いかねますので、必ずご自身でご確認ください。

## 10 免責

- (1) 当事務所の講座をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、当事務所は責任を負いかねます。
- (2) お客様による講座申込書の記載内容の不備・誤記、虚偽、記載事項に変更が生じた場合の未届、変更届出内容の不備・誤記、虚偽、講座申込書または当規約についての不知・誤解釈による不利益については、当事務所は責任を負いかねます。
- (3) 当事務所が行う各種サービスについては、当事務所所定の日数により手続きさせていただきますのであらかじめご了承ください。これによる不利益については当事務所では責任を負いかねます。

## 11 準拠法および合意管轄

- (1) 当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
- (2) お客様と当事務所との間における一切の争訟については、宮崎地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 12 規約の変更

- (1) 当規約は予告なく変更することがあります。
- (2) 強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

## 13 施行日

平成29年1月1日施行

以上の申込規約の内容をよく読み、理解しましたので、申込みをします。

平成 年 月 日  
住所

氏名 印

申込規約の内容をよく読み、理解したうえの上記申込みについて、承諾をいたします。

〒880-0001

宮崎県宮崎市橘通西1-2-25 橘パークビル5階

社会保険労務士法人はまゆう 宮崎はまゆう社労士事務所

代表社員 弁護士 社会保険労務士 梶永 圭